

設計住宅性能評価書を活用した長期優良住宅の認定申請について

設計住宅性能表示制度の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の際に、従来の登録住宅性能評価機関の技術的審査による「適合証」に加え、「**設計住宅性能評価書**」の写しを添付して申請することが可能となります。

【認定申請書類】

平成27年3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書 添付書類 適合証(技術的審査を受けた場合)



平成27年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書 添付書類 適合証(技術的審査を受けた場合)又は設計住宅性能評価書の写し

【長期優良住宅の認定に必要な住宅性能評価の等級及び長期優良住宅の独自基準】

《木造一戸建て住宅の場合》

設計住宅性能評価書の評価項目	
表示事項	必要な等級
3 劣化の軽減に関すること	
(3-1) 劣化対策等級	等級3
1 構造の安定に関すること	
※(1-2)耐震等級(構造躯体の損傷防止)は対象外	
(1-1) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	等級2又は3
(1-3) その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	免震建築物
4 維持管理・更新への配慮に関すること	
(4-1) 維持管理対策等級(専用配管)	等級3
5 温熱環境に関すること	
※(5-2)一次エネルギー消費量等級は対象外	
(5-1) 断熱等性能等級	等級4

別途記載が必要な長期優良住宅独自の基準	
性能項目等	記載が必要な事項
1 構造躯体等の劣化対策	床下空間及び小屋裏空間毎の点検口 床下空間の有効高さの確保(330mm以上)
2 耐震性	限界耐力計算による場合、各階の安全限界変形の高さに対する割合(1/30以下)
4 維持管理・更新の容易性	-
6 省エネルギー対策	-
7 規模の基準	75㎡かつ1の階が40㎡以上(階段部分除く)
8 居住環境への配慮	地区計画等への適合他
9 維持保全の方法の基準	維持保全の方法

《鉄筋コンクリート造共同住宅の場合》

設計住宅性能評価書の評価項目	
表示事項	必要な等級
3 劣化の軽減に関すること	
(3-1) 劣化対策等級	等級3
1 構造の安定に関すること	
※(1-2)耐震等級(構造躯体の損傷防止)は対象外	
(1-1) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	等級2又は3
(1-3) その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	免震建築物
4 維持管理・更新への配慮に関すること	
(4-4) 更新対策(住戸専用部分)	躯体天井高明示
(4-1) 維持管理対策等級(専用配管)	等級3
(4-2) 維持管理対策等級(共用配管)	
(4-3) 更新対策(共用排水管)	
9 高齢者等への配慮に関すること	
(9-2) 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	等級3
5 温熱環境に関すること	
※(5-2)一次エネルギー消費量等級は対象外	
(5-1) 断熱等性能等級	等級4

別途記載が必要な長期優良住宅独自の基準	
性能項目等	記載が必要な事項
1 構造躯体等の劣化対策	最小かぶり厚さ、水セメント比、外壁仕上げ、コンクリートの種類
2 耐震性	限界耐力計算による場合、各階の安全限界変形の高さに対する割合(1/75以下)
3 可変性(共同住宅のみ)	躯体天井高2,650mm以上の確認
4 維持管理・更新の容易性	-
5 高齢者対策(共同住宅のみ)	-
6 省エネルギー対策	-
7 規模の基準	75㎡かつ1の階が40㎡以上(階段部分除く)
8 居住環境への配慮	地区計画等への適合他
9 維持保全の方法の基準	維持保全の方法

※基準等の詳細については「長期優良住宅 認定マニュアル」(発行:一般社団法人 住宅性能評価・表示協会)を参考にしてください。

- お問い合わせ
- 申請窓口

東部生活環境事務所建築住宅課 TEL:0857-20-3648
 中部総合事務所建築住宅課 TEL:0858-23-3235
 西部総合事務所建築住宅課 TEL:0859-31-9752

■お問い合わせのみ
 県庁住まいまちづくり課 TEL:0857-26-7398
 ※市内の物件は各市建築指導窓口が担当となります